

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和7年10月22日（水） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時00分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 27名
欠席委員	畔柳 真推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、大橋主事、新山主事補、青山	
議事録署名者	5 山村 京子 委員 7 都築 英治 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 5番 山村 京子委員 7番 都築 英治委員

また、欠席者は 16番 畔柳 真推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第43号議案農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号28番から33番の6件です。申請内容は、すべての申請が所有権移転をするものです。

譲受人の理由は、農業経営基盤の拡大を図るためが4件、農耕に精進するためが2件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが5件、住居改築資金に充当するためが1件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第44号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第45号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

日程第2第44号議案、農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号 8 番の 1 件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が 1 件です。

続きまして、日程第 3 第 4 5 号議案、農地法第 5 条の規定による申請についてご説明いたします。

今回の申請は、受付番号 7 9 から 9 1 番までの 1 3 件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が 6 件、資材置場が 1 件、工場が 3 件、農業用倉庫が 1 件、粘土採掘場が 2 件です。

このうち、受付番号 8 2 番につきまして、別冊の資料でご説明します。【日程第 3 第 4 5 号議案】と書かれた資料をご覧ください。

1 ページ目をご覧ください。

本案件は、受人である●●株式会社が渡人 2 2 名の所有する田を転用し、工場を設置するものです。受人は、●●市に本社を置き、製函・梱包業や自動車部品製造業を営んでおり、●●町に●●安城工場を構えていますが、施設の老朽化と取引先からの受注数が増え続けていることに伴い既存施設が手狭となり新たに施設を設置する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料 2 ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。続いて 3 ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。太い赤枠で囲われた土地が申請地です。

次に、4 ページが土地利用計画となっております。排水計画について、雨水は地下貯留槽に溜め、流量を調節しながら水路に流します。汚水は合併浄化槽で処理したのちに水路に流します。

資金計画については、申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

本申請地についての立地基準ですが、国道●●号線●●から概ね 3 0 0 m の範囲にある農地のため、第 3 種農地に区分され、第 3 種農地の許可基準は「許可できる。」であるため、申請地は許可できる農地と判断しております。

説明案件を含む 5 条申請いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

説明案件のほかに申請面積 1, 0 0 0 m²以上の案件については、5 ページの同時申請受付番号 7 9・8 0 番の工場、6 ページの受付番号 8 8 番粘土採掘場としての一時転用、最後に 7 ページの受付番号 8 9 番粘土採掘場としての一時転用となりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、1 0 月 1 4 日に神谷力委員と山村京子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可

の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第4 第46号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第4 第46号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号19番及び20番の2件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

- 日程第5 第47号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び日程第6 第48号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

はじめに、日程第5 第47号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が8,280㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が3,312㎡、合計11,592㎡です。

2 ページ目及び3 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしく願いいたします。

次に日程第6第48号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域内）の実施総括表をご覧ください。

期間満了による更新・再貸付の面積が1,900㎡、合計1,900㎡です。

2ページ目及び3ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

第47号議案および第48号議案促進計画は全て議案通り決定させていただきます。

□ 日程第7 報告第10号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第7報告第10号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号14番の1件です。転用事由は住宅の建築が1件です。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号45番から50番の6件です。転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件、共同住宅の売買が1件、住宅用地が1件、住宅の建築が3件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号156番から162番の7件です。解約事由別にみますと、耕作困難な農地であるためが1件、賃料高騰のためが1件、転用するためが2件、売却するためが3件です。

続きまして8ページ、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号7番の1件です。申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

最後に10ページ、農地改良届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号6番から7番の2件です。変更事由としましては、田畑転換が2件です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について青山から次のとおり説明があった。

1 不耕作地・違反転用農地の指導について

別冊資料にて説明させていただきますのでお手元にご用意ください。

先月の農業委員会にて、指導の必要のある不耕作地・違反転用農地を決定しました。それらの指導対象農地に対して、10月31日を是正期限として不耕作地は10月2日付け、違反転用農地は10月3日付けで指導文書を送付しました。

また、不耕作地は指導文書と合わせて利用意向の確認書を同封しております。

その結果、相談や回答などがあった農地については、別冊資料の3ページ以降の一覧の備考欄に記載しておりますのでご確認ください。

なお、この資料を作成した時点の情報なので、10月31日までに返答のあった場合、担当する地区の委員さんには情報を別途ご連絡させていただきますのでお願いします。

それでは、今後のことについてご説明いたしますので、資料の1ページへお戻りください。

今後の農地パトロールについても、タブレットを使用させていただく予定なので、タブレットの操作方法については、定例会後にお時間を頂戴して説明いたします。

では始めに不耕作地の改善指導についてですが、(1)の現地確認については、是正期間終了後の11月1日以降にタブレットを利用して実施していただくようお願いいたします。

なお、この現地調査につきましては、相談や回答のあるなしに関わらず、すべての対象農地の確認をお願いします。

現地調査の結果、所有者現場が改善されておらず、今後の利用意向も確認できていない農地の権利者には、委員の皆様には可能な限り電話や訪問により(5)に記載した今後の利用意向の聞き取りをお願いできればと思っております。また、(6)相談・説得に記載の②については、農地マッチング制度の活用とありますが、今年4月1日から制度名を畑・樹園地お見合いシステムから変更しております。こちらの件につきましては後程ご説明させていただきます。

現地確認及び聞き取り内容の結果報告については、全てタブレットにてご報告いただければと思っております。また、定例会後に報告方法を説明します。

次に、違反転用農地の確認についてです。(1)現地確認及び(2)報告とも

にタブレットを利用して実施していただければと思っております。

なお、違反転用農地は現地の状況に変わりがないか把握するために現地確認はすべて行っていただきたいと思っておりますが、指導については、事務局から文書による指導を実施いたしますので、現地確認とその報告のみお願いいたします。

最後に別冊資料の後ろに1枚、農地利用状況調査日報告様式を添付しております。こちらは夏に実施した農地パトロールと同様に、調査日と調査時間を記入していただき、11月の農業委員会時にご提出いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

上記の議題について石原係長から次のとおり説明があった。

まず、この件は、少し前の話になりますが、令和2年の2月と8月にも同様に議題としたものでございます。きっかけは、当時、2つの市町で立て続けに、農業委員会の会長が収賄等の疑いで逮捕されるという不祥事が発生したことです。これに伴い、同じ時期に行われた全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の綱紀保持に関する申し合わせ事項の決議が行われ、その後、全国農業会議所から全国の農業委員会に対しまして、すべての委員に注意喚起を行った上で、法令遵守の徹底について同様の決議をするよう依頼があり、本市農業委員会でも決議を行ったものです。

今年度に入り、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生しています。これを受け、全国農業会議所及び愛知県農業会議から、改めて法令遵守や綱紀粛正の申し合わせ決議を行う様、依頼がありました。決議する内容といたしましては、1ページに記載のとおりでございます。言うまでもありませんが、特別職の地方公務員として活動をする農業委員及び農地利用最適化推進委員は、その一人一人が、職務と責任の重さを自覚するとともに、高い倫理観を持って法令遵守を徹底しなければなりません。特に、農地制度関連の許認可事務を遂行するに当たっては、刑事罰を受ける行為、又はその疑いを持たれる行為をしないようにするのはもちろんですが、市民等の信頼を失うことのないよう公平かつ公正な制度運用に徹しなければなりません。

また、会議における審議手続の透明性や公正さを確保するために、農業委員会等に関する法律第31条の、利害関係のある委員に対する議事参与の制限や、同法第33条の議事録の公表を適切に実施することが必要と考えられます。

本市農業委員会としては、従来から当然のこととして実施していることではありますが、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、綱紀粛正の徹底を図るため、本日の定例会において提案をさせていただきますので、改めて決議をいただきたいと思えます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長から次のとおり説明があった

1 後期粘土採掘場の現地調査について

2ページ、資料3をご覧ください。

毎年、春と秋に年2回実施しております粘土採掘場の現地調査ですが、後期の現地調査を11月4日木曜日に予定しております。調査箇所数は、15か所、総面積で84,413㎡でございます。

次に、調査員としましては、推進委員3名、事務局3名、愛知県職員2名、西三粘土推進の会より2名の合計10名を予定しております。推進委員には、加藤日登志推進委員、沓名重康推進委員、大島清隆推進委員の3名に方に、既に事務局担当からその旨のお願いをさせていただきました。

次に、調査事項といたしましては、「5」のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況などがございます。調査終了後は、参加された調査員で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくこととなります。

その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

2 デンパーク年間パスポートの購入あっせんについて

本市の貴重な観光資源であるデンパークの入園者数の増加に資する取組の一環として、年間入園パスポートの購入をあっせんさせていただきます。

今月の開催通知とともに申込書を事前に送付させていただきましたので、購入を希望される方につきましては、所定の事項を記入の上、本日の会議終了後までに事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、料金につきましては、前年と同額で個人パスポート（年間）が2,800円、個人パスポート（平日限定）が1,400円、家族パスポート（年間）が6,800円です。

代金は、来月の農業委員会の際に、パスポートをお渡しするのと引き換えに、現金で集金させていただきますので、購入される方はお手数ですが、お釣りのないようにご用意くださいますようお願いいたします。

3 あいち花マルシェについて

チラシを入れさせていただいております。県内で2か所で開催されます。名古屋ステージにつきまして、10月4日・5日で既に終わっておりますが、三河ステージにつきまして、11月15日・16日安城市のデンパークで開催されますのでご都合のつく方は是非足をお運びいただければと思います。

4 次回予定

11月25日、火曜日の午後1時30分から第4会議室で運営委員会を、午後2時30分から第10会議室で定例会を開催し、定例会終了後に研修会を開催することとしております。

研修会については、テーマは未定ですが事務局からあげさせていただきたいと考えています。

最後に、次第にはございませんが、今回の開催通知にも書かせていただきましたとおり、先月の定例会にて、ご説明しました農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書の事務局案について、追記すべき事項、意見等がありましたら、本日、ご意見を提出いただきたいと思います。ご提出予定の方でまだご提出いただけてない方は、本日の会議終了までに事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時00分、議長は閉会を宣する。